

個人情報開示の申出について（手引）

1 開示申出を行えるかた

- (1) 被保険者本人
- (2) 被保険者の法定代理人（成年後見人・保佐人・補助人）
- (3) 当該被保険者から開示申出に関する同意を得ている民法第725条に規定する親族（6親等内の血族，配偶者，3親等内の姻族）

2 開示対象とする個人情報

以下の写し（もしくは閲覧）となります。

- (1) 介護認定審査会資料
- (2) 認定調査票
- (3) 主治医意見書
- (4) 介護保険（要介護認定・要支援認定・要介護変更）申請書及び申請情報確認票
- (5) 介護保険 要介護・要支援認定等結果

3 親族が開示申出をするときの注意点

親族の開示の申出については，要介護認定等に係る個人情報開示申出書の被保険者同意確認欄に署名（代筆の場合は捺印含む）を受けることが必要です。

4 添付が必要な書類

(1) 申出者の本人確認書類

ア 1点でよいもの

本人の写真が貼られ，かつ，張替え防止された書類

例 日本国旅券，運転免許証，個人番号カード，写真付き身体障害者手帳，船員手帳，海技免状，小型船舶操縦免許証，猟銃・空気銃所持許可証，戦傷病者手帳，宅地建物取引主任者証，電気工事士免状，無線従事者免許証，認定電気工事従事者認定証，特殊電気工事資格者認定証，耐空検査員の証，航空従事者技能証明書，運航管理者技能検定合格証明書，動力車操縦者運転免許証，教習資格認定証（猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証で都道府県公安委員会発行のもの），警備業法第23条第4項に規定する合格証明書，官公庁（共済

組合を含む) がその職員に対して発行した写真付き身分証明証, 独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する法人がその職員に対して発行した写真付身分証明証, 総務省設置法 (平成 11 年法律第 91 号) 第 4 条第 15 号の適用を受ける法人がその職員に対して発行した写真付身分証明証, 地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する法人がその職員に対して発行した写真付身分証明証

イ 2 点必要なもの

(ア) 健康保険被保険者証及び年金手帳などのうち 1 点

例 健康保険被保険者証, 国民健康保険被保険者証, 船員保険被保険者証, 介護保険被保険者証, 後期高齢者医療保険被保険者証, 及び, 国民年金手帳, 国民年金証書, 厚生年金保険年金証書, 船員保険年金証書, 共済年金証書, 恩給証書

(イ) 写真付きの証明書

例 写真付学生証・生徒手帳, 失効している日本国旅券, 失効している運転免許証, 会社等の写真付き身分証明書, 公の機関が発行した写真付き資格証明書, 在留カード等, ID カード, 写真付きキャッシュカード, 写真付き通行証

ウ 写真付きの証明書が無いとき

健康保険被保険者証及び年金証書等のうち 1 点で確認後, 申出者の住所に郵送となります。

(2) 被保険者本人以外からの申請における, 被保険者本人との関係性を示す書類

ア 被保険者の法定代理人 (成年後見人・保佐人・補助人)
被保険者の法定代理人であることを証明する書類の添付が必須となります。

イ 当該被保険者から開示申出に関する同意を得ている民法第 725 条に規定する親族 (6 親等内の血族, 配偶者, 3 親等内の姻族)

被保険者の親族であると確認できる書類 (戸籍謄本等)

の添付が必須となります。

5 郵送による開示を希望するとき

(1) 被保険者本人による申出

個人情報開示申出書を市へ送付することで、住所登録地に送付します。

(2) 被保険者本人以外の申出

個人情報開示申出書および事実関係確認書類（コピー可）、申出者の住所が確認できる住民票・免許証・健康保険証のいずれか1点（コピー可）を市へ送付することで、申出者の住所登録地に送付します。

開示申出により提供したものには個人情報が含まれます。
取扱いには、申出者の責任において細心の注意を払ってください。